

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会
(第5回)
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会
(第5回)
議事次第

日 時：平成26年10月7日(火) 10:00～12:02

場 所：消費者庁61会議室

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 円滑な移行措置について
- 2) 検討会報告書(案)について

3. 閉 会

○野村座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、7名の委員に御出席いただいております。佐藤委員は、本日、御都合により御欠席となっております。

早速ですが、議事に入りたいと思います。事務局から、配付資料の確認と資料1及び資料2について説明をお願いいたします。資料1は、前回配付した円滑な移行措置に関する論点ペーパーについて、前回の皆様の御議論を踏まえ、改訂したものでございます。

それでは、お願いします。

○望月企画官 それでは、配付資料でございますけれども、議事次第のほうに書かせていただいております。資料1、資料2、資料3と前回の議事録を参考1としてつけておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、資料1と資料2について御説明したいと思います。前回御議論いただいた内容を踏まえて資料1を改訂しているものと、それから資料2で図をつけております。

資料1の改訂した部分でございますけれども、まず附則第3条第1項関係でございます。ここで、実務経験の中に、事業者における相談と法テラスの扱いについて御意見がございました。事業者についての相談でございますけれども、資料などもいろいろ見てみたのですけれども、事業者によって扱いはさまざまでございますけれども、相談とかの部門を設けてやっていたり、受付件数もかなり多くやっているところから、いろいろな対応があるということでございますので、ここは間口を広くとって、事業者における相談事務ということも含めていいのではないかと考えております。

また、法テラスの対応を法テラスのほうに確認してみたのですが、一般的な情報提供業務を行っており、個別事案への対応は想定されていないというお答えがありました。この点を踏まえまして、また御議論をいただければと思います。

続きまして、一定期間の実務経験を証明する書類に関して御意見をいただいております。ここは、前回の議論を踏まえまして、3資格保有者自身が書類を作成し、原則として実務経験を行った機関による承認を受けた上で、地方公共団体に提出することとすべきではないかとしております。

さらに、承認を受けることが難しい場合もございますので、実務経験を行った機関による承認が受けられない特別な事情がある場合には、例外的に他の方法による実務経験の証明を許容すべきではないかとしております。

続きまして、附則第3条第2項の内閣総理大臣が指定する者が行う講習会のところでございます。ここも前回の議論を踏まえまして、またいろいろ御意見を伺ってきた中で、講習会を実施する方が講習会の修了者に対しまして講習修了証を交付するのが適当ではないかという御意見がありましたので、この点を踏まえて書き加えております。

続いて、10条の3第1項の首長が同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者についてのところでございます。3ページの中ほどになりますけれども、相談員資格試験

合格者と「同等以上の専門的な知識及び技術を有する者」のメルクマールとして、3資格保有者以外に、自治体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務等に従事している等、その実績に鑑み、専門的な知識及び技術を有することが実証されている者が考えられるのではないかとしております。

続いて、免除措置のところでございます。これは、資料2とあわせてごらんいただければと思います。

まず、免除措置の基本的な考え方ですけれども、相談員資格試験の一部免除措置の内容及び対象については、経過措置規定を含めた改正法の趣旨・目的を踏まえて決定する必要があるのではないかとしております。

続きまして、免除措置の内容でございますけれども、前回御議論いただいた際に、現職の相談員の方については、資格試験の受験を促す観点から免除措置を設けてもいいのではないかという御意見がありましたので、それを踏まえて(2)の最初のポツのところ、現職の方については、3資格保有の有無に関係なく、「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除することが考えられるのではないかとしております。

さらに、4ページ、(3)、現職の方以外を対象とする免除措置でございますけれども、3資格のいずれかを有し、資格試験を申し込む際に現職でない方についても、附則第3条第2項に規定する内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した場合には、「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除することが考えられるのではないかとしております。

さらに、(4)、このような免除措置を行う場合に、試験業務規程にこの内容を記載していただくということが適当ではないかとしております。

資料2のポンチ絵のほうもごらんいただければと思います。これは、3資格の有無と、一定の実務経験と、試験申込み時に現職か非現職かということで適用される規程がこのようになっているというものでございます。

例えば、3資格を来年度受験して、それで現職でない方を考えた場合ですけれども、来年度受験して合格した場合は3資格のいずれかを有する者になります。さらに、28年度の施行時には、一定の実務経験がない場合には無しのところに行きます。試験申込み時に現職でないところに行った場合は、附則第3条第2項の指定講習会の課程を修了していただいた場合には、施行後5年間に限り合格したものとみなすという規程が適用されます。さらに、この指定講習会を受講したことによりまして、次に受験するときに実務に関する科目の一部は免除されるという取り扱いとなっております。いずれにしましても、資格の有無などに関係なく、都道府県知事または市町村長が認める方につきましては、相談員になれる道があるということでございます。

以上でございます。

○野村座長 それでは、資料1のうち、今回改訂した部分について御議論いただきたいと思っております。御自由によろしくお願いいたします。どうぞ。

○池本委員 1 ページ目の相談・あっせんに準ずる事務に関する内閣府令というところです。基本的には事務局提案の中身に賛成するという立場で、少し考え方を発言したいと思います。

②の事業者における相談事務ということは、先ほどの説明だと、かなり踏み込んでやっているところと、そうでないところ、多様であるということで、非常に難しいことかもしれないのですが、だとすれば、一律に切るというのはまずい。一律に入れたときに、何でもありですかという逆の疑義が出るかもしれないのですが、これから報告書をまとめるときに、例えば、この①、②、③、④の後に、以上のような経歴を踏まえて、各自治体はその相談事務の実質を勘案して判断することが求められるとか、何かそういう注意書きを加えることで、枠づけとしては、広く間口をとる、自治体でそれぞれ判断してください。当たり前のことかもしれないですが、というふうにはしてはどうかと思います。

それから、③がちょっと悩ましいのですが、国センで相談しているのは、まさに独立行政法人の最高水準でやっておられるし、法テラスはというと、現状、その振り分けをやっておられる。だからといって、ここがよくて、ここがだめと書くのもどうかという気がしますので、これも先ほど申し上げたような、以上の経歴について、相談事務の実質を勘案して判断するというのを受けて、最終的には自治体のほうで慎重に考慮していただくというまとめでいかがかと思います。

以上です。

○野村座長 どうぞ。

○青山委員 私も基本的にこの事務局提案に賛成するものです。

今の池本先生の御発言に少し加えさせていただくと、私も大学のときに教職課程を取って、教員実習を受けた。しかしながら、その教員というのは都道府県が採用試験する。現在は、これが非常に難しく採用されない方が多い。そういうことで、この相談員さんも間口は広めていいのではないか。あとは、センターの判断や地方自治体の判断で採用するかしないかというのは決めればよろしいので、ここの間口はしっかりと広めておいていい。しかしながら、これでセンターの相談員になれない場合に、パイが少なくてなれないという部分ももちろんあるわけです。そうなったときに、法律はつくったはいいけれども、運用の実効性がなかなか担保されないなら、国がやっている大いなる資格商法になってしまう。

そういう意味では、これをしっかりと運用させていかなければならない。だったら、この資格を取って、センターの相談員さんにしっかりとっていただきたいけれども、それ以外の方たちも地域で活動する、活用するとか、あるいは企業の中でも活用する。そういうことで、国民全体の消費者問題のスキルアップ、レベルアップを、この相談というスキルを持った方、技能を持った方たちがいろいろなところへ点在して活動することによって、国民全体の試験の確立等々に持っていけることを中長期的に考えなければ、消費者庁がつくった安全法は頓挫してしまう。

そういう意味で、私はしっかりと間口は広げながら、そういう方たちにいろいろなところで活動の場を広げてよとやるべきだと思っています。ですので、基本的にこういう方たちに差し上げて、あとは地方自治体が採用するかしないかを定めるわけですから、私はこれでよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今、池本先生が加えられた5番があったほうがいいのではないかと思いました。基本的にはこれで賛成で、加えられたらより明確になるのではないかと考えます。

○野村座長 この点は、どちらかというところを広げることによろしいのでしょうか。はい。

○青山委員 そうでないと、こちらの資料3に飛んで悪いですが、5ページの1の(1)の一番最後で、「消費生活相談への関心を高め、消費生活相談に携わる人材を確保するため、国は、広く地域住民を対象とした啓発等についても必要な措置」。こういう制度がある、こういう資格試験があるから、しっかりと受けて下さいというための啓発等の措置を講ずるということだとすると、それを片や受けていただいて、片や間口をすごく狭くしてしまってというのは、論理矛盾を起こすのではないかと気がします。

最初の資料1のとおりで、池本先生と吉川さんが5番につけ加えるのは、それはそれでよろしいですけれども、お題目になる可能性があるかもしれないということです。

○野村座長 よろしいでしょうか。

ほかの点で、実務経験の証明についてはいかがでしょうか。例外的に、他の方法ということに関してですけれども、どうぞ。

○青山委員 2ページの講習会を実施する者の指定に関する内閣府令のところの(1)の丸ポチで、「現行3資格の資格付与団体」は当然だろうと思えますけれども、「及び資格保有者団体等を指定し、各団体が資格保有者に対して講習を実施するのがよいのではないかと書かれていますけれども、この「資格保有者団体等」を誰が指定しますか、どういう基準で指定しますか。もちろん、私どもはアドバイザーもコンサルタントも専門相談員もいますので、資格保有者団体ではあると思うのですけれども、どういう形で指定していただけるのでしょうか。

○野村座長 よろしいですか。

○望月企画官 まず、指定するのは内閣総理大臣ということになりますけれども、消費者庁が指定することになります。基準でございますけれども、講習会の基準、科目とか講習時間の目安を定めますので、それをやっていただけるということでありましたら相談しまして、これで実施していただけるということになりましたら指定することになります。

○青山委員 そうすると、事前にこういう内容でやらせていただいてよろしいと指定された場合に、その指定のとおり講習を実施した場合に、赤字で入れてくださっている「修了者に対して、講習修了証を交付するのが適当ではないか」。そうすると、これを交付す

るとみなし資格者になりますね。

○望月企画官 5年間のみなし資格者。

○青山委員 みなし資格者になれるということですね。わかりました。修了証を交付すればよろしいですね。

○望月企画官 はい。

○青山委員 わかりました。

○野村座長 どうぞ。

○池本委員 今の講習会を実施する指定団体のところで、3資格付与団体や資格保有者団体が講習会実施主体の適任者であることは、もう言うまでもないと思うのですが、例えば東京都もそうでしょうし、地方に行けば、専門家団体がなくて自治体自体が統一的な相談員研修をやっているところもあると思います。その下にある内閣総理大臣が一定の科目とか時間の目安を定めて、こういう中身でやるということを設定すれば、地方公共団体自体も指定対象になるのかどうか、その点をちょっと確認をお願いします。

○望月企画官 地方公共団体自体もこの指定団体になると考えています。また、専門家団体がやっていただいたり、あるいは地方公共団体がその専門家団体に委託したりという場合も考えられると思います。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。どうぞ。

○沼尾委員 これは前回も議論で出た、1ページ目の(2)ですけれども、「一定期間」としては、通算1年以上が妥当かどうかという話があったと思うのです。実際に証明を出すこともなかなか難しいということで、ほかの方法の証明を許容するというのも出ているのですけれどもね。これは、例えば10年前でも15年前でも20年前でも、とにかく1年間やったという経験があればいいということで、国家資格として相談に適切に応じることができる者の基準に当てはめてしまっているのかというのは、大変心配なところがあります。むしろ、指定講習を受ければ対応できるわけですので、そちらにするという方法もあるのではないかなと思うのですね。

ただ、もう一方でちょっと気になるのは、これは前回もちょっと申し上げたかもしれないのですが、この指定講習というのが、つまりどれぐらいの費用で、どのぐらい受けやすい仕組みになっているのかというところが読めない部分もあって、特に地方のほうですと、講習の機会がないということや、講習の料金が高い場合に、それを例えば受験することをあきらめなきゃいけないとか、そういうことで門戸を閉ざしてしまうということも若干心配なところはあります。

ただ、国が規定した試験に合格したとみなすというところの立て付けとして、適切に相談に応じることができるというときに、それが何十年前であっても1年間以上やったことがあれば、それでいいと言ってしまっているのかというところが若干気になっています。済みません、どっちにしたらいいということが、いろいろな制約条件がかかっているのでなかなか申し上げにくいのですけれども、以上です。

○野村座長 どうぞ。

○青山委員 要するに、これはみなし規定なわけですから、資料2の、現職だったらこうだけれども、とにかく新資格者になるためには、いずれにしても一部の資格試験免除を受けなければならない。だから、この方たちはみなされるというレベルの話ですから。でも、10年前に2年間やっていた。今、ブランクがある。私、これをやりたいというときに、非現職でもみなされます。みなされるけれども、新資格者ではないから、ここで免除講習を受けなさいという2段階えになっているから、私はみなし規定はこのままでよろしいのではないかと思います。

以上です。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。どうぞ。

○沼尾委員 今のお話もよくわかるのですが、自治体の立場に立ったときに、恐らく都道府県の消費生活相談の場合には、この新資格を受けるかどうかということが非常に重要になってくると思うのですが、多くの市町村の現場からすると、この新制度じゃなくても、旧制度でもとにかく採用できるかどうかポイントになってくると思うのです。そのように考えたときに、市町村の現場でこの人が応募できるかどうかを判断する最初のステップとしては、これが重要な一つの評価基準になるのではないかと思います。

恐らく東京都さんなどは、職員の層も非常に厚くて、それだけの判断ができる方もたくさんいらっしゃると思うのですが、市町村の現場は職員数も随分減っていて、マネジメント自体も相当皆さん御苦労されている実態がある中で、この人がみなしで資格を持っていると判断できるのかできないかという、国の基準を一つの評価の指標にしていくと思うのです。そこをある程度門戸を広げて、例えば優秀な人が入れないようにするところは、当然排除すべきだと思うのですが、他方で首長のみなし規定みたいなものも入っているのだとすると、このところはしっかり定めておいたほうがいいのではないかと私は思います。

○野村座長 どうぞ。

○池本委員 今、御指摘のあったところもなるほどと思いつつ聞きながらも、どういう基準をつくるか、正直、名案が浮かばないところがあるのです。確かに一、二年前に資格を取って、まだ就職できていない人、まさに最新の情報を持っている人と、10年前にしても、10年たてば法律もがらっと変わっていますから、大丈夫かなというのはわからないではないです。ただ、5年とするのか、3年とするのかという線引きを考え出すと、ちょっと収拾がつかないところと。

それから、昨年、検討会で議論したときも、現在の者が継続的にできるようにすることと、さらに消費生活相談員というものを、社会の中で社会的評価を高めて、もっと多くの人ができるようにしよう、新たな資格者を掘り起こそうというのが狙いで、今いる人がやりにくくなっては困るという議論をしてきた背景がある。その意味では、先ほど他の機関での相談経験をどう評価するかで、間口は広くして、自治体が相談事務の実質を勘案して

判断するという言葉をコメントとして入れることで、そこは留意して判断してください。

同じように、通算して1年とする1年も、週に1回の1年の人もいれば、それこそ10年前の1年の人もいるのですが、そこも相談事務の実質を勘案して判断するということで、自治体のほうで御判断くださいと言うしかないのかなという、非常に煮え切らないコメントになるのですが、実態と移行のことを考えると、間口を広くとっていくのが現実的かなと考えます。

○野村座長 ほかにこの点について御意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○沼尾委員 済みません。私、実態がよくわかっていないところもあるので、むしろ逆に皆様に教えていただきたいのですけれども、ここはある程度間口を広くして、例えば自治体の判断に任せるときに、採用したのだけれども、全然だめで、このみなし制度自体が非常にあいまいなものだったねという評価にはならないだけの、間口を広げたとしても大丈夫だという現場での御判断なりがあって、そういう御意見だと理解してよろしいのでしょうか。

○青山委員 私がお話するのは非常に僭越ですけれども、前々回の検討会では、現状の3資格保有者でない方たちを地方自治体の首長さんが判断して採用されている。地方などは、ともかく3資格者もいらっしゃらない状況の中で、今はもっと変わっていますけれども、25%程度は3資格すら持っていらっしゃらない方たちが担当していらっしゃいますという実態がある。

その中でセンター長さんにアンケートをとったときに、今の状況で不都合がありますかというときには、何ら不都合がない、ほぼ不都合がないという方たちが、ごめんなさい、数字がちょっとあいまいですけれども、多分90%の方は現状で問題ない。それぐらい首長さんの判断さんで自信を持ってやっているみたいなところがあったように思っています。ですので、まあ、大丈夫かなと。ごめんなさい、私がお話するのは非常に僭越ですが。

○沼尾委員 今の話は、実際に資格を持っていない方なので、首長も腹をくくって採用していると思うので、全く問題ないのです。問題は、国家資格に合格したとみなされるのだけれども、採用したら全然だめだったとなったときには、この資格のみなし評価は何なのという資格制度に対する信頼の問題になると思うのです。そこは問題ないと考えて、つまりこれだけ間口を広げて大丈夫なのかというところが、私はよくわからなかったのですけれどもね。

○青山委員 3資格輩出団体にお聞きになったらよろしいのではないかと思います。

○野村座長 池本先生。

○池本委員 恐らく今の点は、新資格試験と、それから昨年の検討会の中でも議論があった、相談員の資質を維持・向上するために何が必要かという議論の中で、むしろ法律知識だけではなくて、例えば事例検討とかコミュニケーション能力を高めるという実務的な研修を、もっと継続的に全国でやれるようにすべきだという議論があって、一時は資格制度に更新制度を入れて、年間何こま以上受けなきゃいけないとか、そんなことはできないか

という議論が出たりしたのです。資格制度そのものに行くまでは難しいとしても、そういった継続的な実務研修で資質を高めていくことがより重要であるという議論をした記憶があります。

その意味では、ここで間口を広くとっていても、そちらで担保していくのではないかと考えています。

○沼尾委員 ですので、一定の実務経験というのを1年と置いた場合に、15年前に1年間やりましたということで、ずっと全く研修も継続していないということであるとすれば、例えば過去10年以内とか5年以内と範囲を絞って、それよりも前の1年以上という方については、指定講習を受けてもらうとしてはどうかというのが私が申し上げたいことです。だから、最初の経験があるというところについて間口を広げるということに関しては、特に申し上げなかったと思うのですけれども、全く経験がないまま、大昔に1年やったことがあるという方を、本当にみなしで合格して、それで制度自体の信頼を傷つけることはないと考えて大丈夫なのですかということです。

○野村座長 はい。

○吉川委員 私もこの制度そのものの質を確保するためには、沼尾委員が言われているようなことを少し検討に入れたほうがいいと思います。

それと、次の(2)も言っていていいでしょうか。そこは次ですか。済みません、2ページの2の(2)の相談に適切に応じることができる者の基準に関する内閣府令のところは、今、入っているのですか、次になるのですか。

○野村座長 もちろん入っています。

○吉川委員 そうしたら、現行3資格のいずれかを有する者とすべきではないかということが意見として書かれています。これは現行やっている人たちを広く認める意味で、首長が認めた者ということが入っているわけですね。数が得られないからという形で、現状では首長が認めた者ということで、都道府県、市町村長が認める場合は認めているわけで、いつまでも何でもありみたいに見えてしまうところは、まずいのではないかと考えています。むしろ、3資格を有する者とすべきではないかという意見が今ごろ出てきたので、基本的には、将来的には首長が認めた者を置いておくのがいいのかどうか懸念しています。

むしろ、全ての人が新しい試験を受けて、そういう資格者になっていくべきだと基本的には考えていますので、このあたりを少し厳正に議論しておいたほうがよいのではないかと考えています。いつまでも首長が認めた者が残っていくと、この制度そのものが、それなら全部の人が試験を受けなくてもいいわということになってしまうのはいけないと思います。

せっかくできた制度なので、将来的には全ての人が試験を受けた人になるものだとすることをどこかに書いておかないと、このままだと制度そのものが崩れてしまわないか。何らかの試験を受けた者しか入れないということにしておかないと、この制度そのものの価値がなくなってしまうような気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

○野村座長 はい。

○池本委員 今、2つの論点です。

1つは、1ページ目の、通算して1年というもので、施行時の現職、もしくは直近でやっている人と何年も前の人との線引きが必要じゃないか。何年という線引きは難しいのかもしれないですが、沼尾委員がおっしゃったような、後ろに出てくる指定講習会を1つかませることによって、例えば5年より以前の実務経験の場合には、指定講習会プラス実務経験で、この第1項のみなしを適用するというのは、選択肢としてあり得る議論ではないかと思います。

ただ、2番目の吉川委員から、いつまでもみなしで進んでいくというのは望ましくない。それはわかるのですが、2ページ目の(2)は、5年間に限りみなすだけでは資格合格者になりませんよ。5年以内に受けるなりしてくださいということになるから、その危惧は恐らくないのではないかと思います。その意味で、古い実務経験の人について講習会で少しバージョンアップしていただくことと、5年間の暫定措置のところは、何も連動させる必要はないかなと思います。

○野村座長 通算して1年以上というところで議論していますけれども、実務経験1年が、過去5年以内とか10年以内とかいうように、最近の実務経験を要求するべきかという問題だと思います。今、資格を付与している機関では、資格の更新に、一定期間の継続的な実務経験を義務づけということはされているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○高尾氏 消費生活アドバイザーの場合には、資格を取得した後、その資格を更新するために、5年間のうちに更新研修を4講座以上履修しなければなりません。4講座以上履修することによって、消費生活アドバイザーという称号をさらに5年間更新することができる訳です。ですから、実務経験云々もあるのでしょうかけれども、消費生活アドバイザー資格を更新する場合は、そういった更新研修を履修する条件になっており、そこで最新の情報や、実務に関して学ぶ機会もあると思います。消費生活アドバイザーの場合は、実質的には過去5年以内とか10年以内といった設定を設けなくてもクリアできているかなと思います。

○野村座長 ただ、ほかの機関では、必ずしも更新に実務経験を要求していないのでしょうか。

○青山氏 国民生活センターも5年の更新制度がありまして、更新の条件というのは、現職の人はそのまま更新します。それから、5年のうちに250日以上勤務実績がある者、これは勤務機関の所属長の証明書を出していただきますけれども、そういった人が2番目。3番目は、5年目の更新講座を実施しますので、そちらを受講した方については更新と、この3種類の方法で更新制度をとっています。

○野村座長 日消協はいかがでしょう。

○松岡氏 更新制度はありません。

○高尾氏 あと、日本産業協会の場合は、いわゆる合格者、イコール資格取得者ではあり

ません。資格付与の要件は2つあります。まず1つは、合格した方で実務経験がある方が資格付与の対象になるのです。2つ目ですが、実務経験がない方は、ハードですけれども4日間の実務研修を受けていただいて、実務研修を修了した方が資格付与の対象になるということです。そういう意味で、資格を持っていらっしゃる方は実務経験があると解釈できることも可能かなと思います。

○野村座長 国センや日産協の更新制度でいえば、あえて5年以内と限定する必要はないのではないかとということですね。

○高尾氏 更新研修を実施していますので、なくてもいいのかなと思います。

○野村座長 どうぞ。

○青山委員 沼尾先生の御疑問というか、御懸念については、そうだなと思うのですけれども、例えばセンターを何らかの御事情でおやめになった方の、相談員を引き続きやっていきたいという思いは、お名前を出して恐縮ですけれども、例えば村ゼミとか池本ゼミ、藤原ゼミ、そういうゼミにちゃんと入って、毎月勉強していらっしゃるというのが結構実態であります。5年に区切るとか、いろいろ御議論はおありでしょうけれども、相談員というものを自分の天職と考えてやりたいという方は、それなりに日常的に研さんを積んでいるということはあるのではないかと気がいたします。

○野村座長 どうぞ。

○沼尾委員 今のお話ですけれども、これで10年よりも前に資格を取った方がだめだと言っているわけではなくて、万一、そういう方たちを採用されたときに、自治体のほうがこのみなし資格を国家資格の基準として判断できなくなってしまうという、その制度に対する信頼に傷をつける可能性があるのではないかとこのことを心配しているということです。

その上で、今お話を伺って、この一定期間についてどうするかというところですが、これだけ制度によって差があるのだとすると、例えば資格更新を受けた、受けないというところも判断基準の中に盛り込む。つまり、一定の資格を取ってから更新なりをしないまま、例えば何年以上経過していて、かつその間、業務についていなかった人については、この指定講習を受けてもらうということで対応することも選択肢としてあるかと思いますが、いかがでしょうか。済みません、私、ここまで制度の運営に差があると認識していなかったものですから。

○野村座長 吉川委員。

○吉川委員 今、日産協のお話ですと、試験に通っただけではだめで、実務経験を4日。それは、実務経験があるとみなすとおっしゃいましたね。

○高尾氏 実務経験のない場合、4日間の実務研修を受け修了した方には、資格付与要件を満たしているということで、消費生活アドバイザー資格を付与しています。

○吉川委員 なおかつ、ここに書かれているとしたら、実務経験というのは別ということでもよろしいのですね。その4日があるから、資格を持っている人は実務経験ありとなるのですか。そうではないですね。

○高尾氏 まず、実務経験がある合格者は資格をそのまま付与できます。

○吉川委員 その後、業界とかで実務経験を1年以上というのがここに書いてあると思うのですけれどもね。

○高尾氏 消費生活アドバイザー試験では、1年以上実務を経験した方を実務経験ありと判断しています。

○吉川委員 ですね。ですから、4日間で実務経験ありとは。

○高尾氏 実務経験の無い方は4日間の実務研修を受け、修了すれば資格を付与することとしています。といいますのは、無職の方、例えば大学生とか主婦の方も消費生活アドバイザー試験を受けるのですが、そういう方々は、資格は差し上げませんとはいかないからです。

○吉川委員 別ですね。資格を取って、その後という意味ですね。

○望月企画官 今の高尾専務理事がおっしゃったのは、アドバイザーの資格を付与する上で1年間の実務経験とか研修を要求しているというお話であったと理解しておりますので、この附則3条1項の適用とは、また別の話という。

○吉川委員 別ということですね。

○野村座長 どうぞ。

○池本委員 ここをどう制度設計するかということが少し揺らぎがあるのですが、先ほど沼尾委員がおっしゃったところをこういうふうに整理すれば確認できないかなと思います。

まず、附則3条1項は、従来からの3資格を持っていて、かつ一定の実務経験がある人は新資格試験合格者とみなすということですから、3資格を取ったのが5年より前の人、10年より前の人には全く適用しないというのと、この規定と矛盾するから、そうではないということは先ほど沼尾委員から明確におっしゃっていました。

それで、一定の実務経験をという言葉の意味が、最近で1年なのか、古い時代の1年なのかということの問題だと。そうすると、現在の国セン、日産協でやっていらっしゃる更新制度の中の、5年で実務経験のある人はそのままだけれども、実務経験のない人は講習をやっておられるという話。そうすると、最近、実務経験をやっているかどうかということが大事だとなってくると思います。

だとすると、過去5年以内の実務経験1年以内だったら、それだけで第1項だし、その実務経験が過去5年より以前の場合、もちろん3資格と実務経験というメルクマールはあるけれども、プラス講習会受講。資格制度で講習をしたのと同じような意味で、講習会受講と、3資格があり、過去に5年より以前に実務経験があり、なおかつ今回講習を受けるということで第1項に載せるということであれば、整合性がとれるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○青山委員 その場合であっても、みなし資格。

○池本委員 第1項のみなしの要件として提案した。

○野村座長 3条の規定の文言の中でそういうことが可能ですかね。従事した経験を有す

例えば1年以上従事というところで線引きをするのか、どうしたらいいかという線引きの仕方の問題。あるいは、今、阿部委員がおっしゃったのは、前段の3ページにある、現に従事している者も含めて、講習会をもう一つの要件に加えてはどうかという旨の御意見がありました。

問題は、先ほど青山委員からあったように、講習会というのはどのぐらい費用負担があるかとか、それで特に地方で講習会をやるといっても、年1回しかできないようなところでハードルが高くなると、そういうところがむしろこの点が必要になってくる場所だとすると困るなどと思うので、講習会がそれこそどのぐらいの費用ででき、消費者庁で活性化基金とかで多少手当てできるのかとか、講習会そのものの受けやすさに絡んできて、そこがどこまで広げられるかにかかってくるのかなと思っています。

講習会をセットするというか、もっといえば、新しい資格試験を受けるときに、全く勉強しないでいきなり受ける人はいないと思うので、何らかの講習を受けていただきたいと思うのですが、この要件の中に入れるかどうかというのは、その受けやすさが絡んでくるのかなと思います。ですから、私、そこはどちらにすべきかというのは、今、決めかねているのが本音です。

○野村座長 ほかに御意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○沼尾委員 今の阿部委員のお考えは、私も全くそのとおりで思っていて、申し込みのときに現職か非現職かということで、それまでの実務経験がどのぐらいということが問われないとすると、これはちょっと不公平感が漂ってしまうのではないかとこのところが気になっています。

ごめんなさい、申し込みの時期というのもよくわかっていないところもあるのですけれども、採用されて間もないときで現職の方は一部科目免除で、長い間勤めていて、ちょっとやめた方が非現職になってしまうというのはどうなのかというところは、ちょっと検討したほうがいいのではないかと思います。

それから、この制度の設計とかかわることで、基本的なことがよくわかっていないのですが、この新制度のもとでは、いわゆる制度の部分と実務の部分は完全に切り離して、全く別採点で行うということなのか。そこを全部一体的に、トータルな点数で合格基準を定めるのか、それによって、恐らく受験者の行動パターンが変わるのではないかと。

要するに、実務の経験がある方というのは、筆記よりも実務のところでは点が稼げると思うので、だとすると、科目免除自体が試験制度の立て付けによっては、むしろここで稼いだほうが得だよという戦略になったりするかもしれないと思ったりしつつ。この免除というのかどういうふういきいてくるのか、ちょっと気になったところです。それは、全く別立てで試験をやっているという理解でいいのでしょうか。

○野村座長 それでは、事務局からご発言をお願いします。

○望月企画官 今の点でございますが、科目の中で、安全性に関する科目と法令に関する科目と実務に関する科目とその他と定めていますが、実務に関する科目というのは、一般

的には面接とか論文みたいなものも考えられると思います。そのほかに、学科の中で実務に関する科目も出題し得るのではないかと考えております。採点も全く別ではなくて、実務に関する科目が法令に関する科目と重なる部分もあるのではないかと考えております。

○沼尾委員 そうすると、例えばある部分で足切りをすとか、それぞれの分野ごとに最低何点というよりは、単純に足し合わせて採点する可能性もあるということですね。

○望月企画官 はい。総合的に判定するということもあり得る。

○沼尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○野村座長 ほかに御意見は。はい。

○阿部委員 一部免除措置の対象というのは、現職、非現職とありますが、現職の消費生活相談員は、さっきの附則3条1項のところで、消費生活相談・あっせんに準じる事務の事業者とか国の行政機関とか独立行政法人も含んでいるのですか。それとも、地方自治体の消費生活相談員ということなのでしょうか。

○望月企画官 これは、地方自治体の。

○阿部委員 消費生活相談員。そこに限定されるということですね。

○望月企画官 はい。

○阿部委員 わかりました。

○野村座長 ほかに御意見はないでしょうか。この部分についても、事務局とご相談して、実務経験をどの程度反映させるのがいいかどうかも含めて、次回までに整理したいと思います。

残りの時間で、報告書（案）について検討をお願いしたいと思いますので、まず事務局から御説明ください。

○望月企画官 報告書（案）、資料3でございます。今回御議論いただきました円滑な移行措置の部分は外した形で報告書（案）をつくっております。これまでに議論いただいた知識及び技術とか内容・運営について、論点ペーパーで起こしていたものを報告書にまとめたということです。

まず、見直しの趣旨でございますけれども、これは法律改正がなされたということと、法律改正の国会での議論の中で、消費生活相談員資格試験については、その詳細を関係者の意見を十分踏まえて決定するべきだという議論がなされたことでありますとか、それを踏まえて、参議院の消費者特委で附帯決議も付されたということを書いております。それで、このような検討をしたという趣旨を書いております。

続いて、3ページ、消費生活相談員に求められる知識及び技術でございます。これも第2回と第3回で御議論いただきました。消費生活相談員が地方自治体の中で消費者行政を進める上で果たす役割を踏まえて、職務とか求められる知識及び技術をこのように整理しております。論点ペーパーをさらに若干修正・整理した形で、このような形としております。

まず、相談員に求められる知識及び技術は、資格試験で確認すべきものであるものの、

それだけで職務が円滑に行われるものではなく、実務経験や研修を通じて獲得され、更新されるべきだという意見が出されたということをご付記しております。

続きまして、試験の内容、5ページからでございます。ここも今回の法律の中では、複数の機関が試験を実施することができる登録試験機関制度というものを採用しております。その中で、消費生活相談員の一定水準を確保するために、どのような試験の内容にすべきかということをご議論いただいたものでございます。また、この議論の中で、面接と論文の話も意見として出されております。それで、面接と論文は必須とすべきという意見が出されたものの、さまざまな方法が許容されるべきであるという結論に至ったということをご意見として付記させていただきます。

資格試験の在り方でございますけれども、資格試験の目的のなお書きのところでございますけれども、消費生活相談への関心を高め、相談に携わる人材を確保するため、国は、広く住民を対象とした啓発等についても必要な措置を講じるべきであるとしております。

さらに、公平性の確保とか国の関与の仕方、受験者の負担ということを書いております。国の関与の仕方でございますけれども、消費生活相談員資格試験の独自性や多様性をいかにしつつ、試験で確認される知識・技術について、政令や内閣府令、ガイドラインを整備し、試験業務規程の認可など必要な監督を行うことで、一定水準が確保されるべきであるとしております。

続いて、6ページの試験内容でございますけれども、第10条の第3項第4号に基づく内閣府令で、どのような科目を定めるかということをご議論いただいておりますので、その結果を踏まえまして、「消費生活一般に関する科目」及び「消費者のための経済知識に関する科目」を定めることが適当であるとしております。

また、試験の実施方法につきましては、1次試験、2次試験に分けることも可能とすべきであるということでありまして、試験の公平性・信頼性を確保するための仕組みや体制を整備すべきであるということを書いております。

出題形式については、多肢択一・正誤判定を実施するとともに、論文や面接についても任意で実施することができるとしております。

さらに、出題数等でございますけれども、これはガイドラインで下限を定めるとともに、試験の特徴を判断して受験生が受験することができるように必要な情報公開をするとともに、受験者等からの問合せに対応するなど、受験者等に対する配慮が必要であるとしております。

評価・採点、合否判定の考え方でございますけれども、ここも評価の一定の基準をガイドラインで定め、具体的にどのような出題形式と評価基準により評価するのかを登録試験機関が判断し、消費生活相談員に求められる技術を総合的に判定することが適当であるとしております。

合格水準の考え方でございますけれども、消費生活相談員に求められる基礎的な知識及び技術を有するかどうかを判定しなければならないことを示し、これに基づき、登録試験

機関が独自に合格水準を設定すべきであるとしております。

続きまして、4. 試験問題の作成方法等でございますけれども、試験問題は、登録試験機関で試験委員が作成していただきますけれども、その適正性の確保のために、まず試験の実施の前に、国が法令やガイドラインに基づいたものであるか、事前に外形的な確認を行うべきとしております。

さらに、試験問題の品質確認については、登録試験機関の中で複数の方が行っていただくことでありますとか、事後的に試験問題の品質を確認する仕組みとして、国と登録試験機関が協同して、PDCAサイクルによる検証を行って、必要に応じ、その試験の内容の見直しなどを行うことが適当であるとしております。

8 ページ、(3) 試験委員の選任等の考え方でございますけれども、試験委員自らが試験対策講座等の講師等を行うことは望ましくないものの、現状を踏まえると、登録試験機関が試験委員と試験の信頼性を確保するための誓約書を取り交わすなどの措置を講じることで、許容されるべきであるとしております。

さらに、受験資格についても、このように書いております。

続いて、9 ページの資格試験の運営でございますけれども、まず、法律の中で、登録試験機関が定める試験業務規程に基づいて行われ、その試験業務規程は試験の開始前に内閣総理大臣の認可を受ける必要があると規程されております。この認可などにつきまして、国がどのような際に、どのような点について留意すべきかということを決めることとなっております。

まず、登録試験機関は、相談員を養成するという社会的な役割を認識して資格試験を行うべきでありまして、このような役割を考慮せずに、単に試験に合格させることだけを目的として行うようなところはふさわしくないとしております。

また、障がいを持った方が受験する場合に、試験運営面でできる限り配慮する必要があると考えております。

試験の実施回数とか時期、実施場所でございますけれども、まず実施回数・時期は、毎年1回以上、実施していただいて、実施時期についても、受験機会の公平性を確保できるように、なるべく受験者が受験しやすいように設定すべきとしております。

さらに、実施場所につきましても、資格保有者の地域偏在の解消を図るために、地方でも試験を実施するなどの配慮が必要であるとしております。これ以外の配慮ということも考えられると思います。

続きまして、受験手数料・収納方法の考え方でございますけれども、(1)の受験手数料につきましては、明確な積算根拠に基づき設定され、受験者等から照会があった場合には説明責任を果たすべきであるとしております。

また、手数料の適正化に努めていくことも必要だと思っております。

収納方法は、登録試験機関が試験業務規程に基づきまして決めていただくということとしております。

さらに、3. 合格証の交付とか再交付、あるいは合格者名簿の作成・管理について規定しております。

4. 終了した試験問題とか試験結果の公表でございますけれども、登録試験機関は、受験者数、合格者数、試験問題、正答等について、登録試験機関のウェブサイトに掲載する等の方法により公表するべきであるとしております。

5. 不正受験者への対応方針ということも御議論いただきました。

さらに、帳簿、書類の管理方法でございますけれども、帳簿の記載事項とか試験業務に関する書類として何が適切か。あるいは、その保存年限、安全管理措置について御議論いただいております。

その他内閣府令等で定めるもの、内閣府令と政令で定める更新期間ということでございます。

さらに、11ページから12ページにかけて、試験の信頼性の確保のための措置ということで議論いただきました。この中で、試験業務以外の業務を実施する場合に、試験の公平性を損なうものでないこととしておりますけれども、例えば講座を実施した場合に、講座の問題をそのまま出題するということは、試験の公平性を損なう業務として考えております。

一方で、一般的な知識を教授するような講座とか、相談員として必要な知識を教授するような講座ということ、許容され得るとしております。しかしながら、このような講座を行う場合にも、登録試験機関は受験者向けの実施要領を作成・公表するとともに、適切な情報公開をすることによって、合格し得る環境を整備することとか、登録試験機関内で試験事務を行う部門と講習を行う部門を、形式的にも実質的にも分離するという措置を講ずる必要があるとしております。

この場合には、職員の兼任ということも許されず、執務室も完全に分離され、関わりが全くないものであると規定されております。この書き方でございますけれども、事務局のほうでエネルギー管理士とか公害防止管理者で事前対策講座をやっており、そこでこのような扱いをしていらっしゃることを調べてまいりましたので、それにならって書いております。

その他、試験業務規程で定める事項を、(4)のとおり記載しております。

続きまして、13ページの円滑な移行措置のところは、きょう御議論いただいたことを踏まえまして、そこに書かせていただきます。

最後のまとめで、この報告書を受けて、資格試験制度の実施に向けて、適切な政令・内閣府令やガイドラインを策定されることを期待するとしております。

以上でございます。

○野村座長 それでは、これまで議論してきたところをまとめたものですので、大体御理解いただけるかとは思いますが、御議論をお願いいたします。どうぞ。

○青山委員 内容的には、ほぼまとめていただいたことでよろしいかなと思います。

内容じゃなくて、まとめの、これから適切な政令・内閣府令、ガイドラインを策定され

るということですが、これについてはパブコメ等をされるということで決められるということですか。

○望月企画官 政令と内閣府令とガイドラインにつきましては、パブコメに付して、一般の方の意見も伺った上で策定していきたいと思えます。

○青山委員 ここでまとめて、これに沿ってやるから、もうこういう委員会はないということですね。

○望月企画官 はい。

○野村座長 どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 こだわるようですが、5ページの消費生活相談員資格試験の内容についての一番最後の「論文や面接は必須とすべきとの意見も出されたものの、様々な方法が許容されるべきであるという結論に至った」ということまで至ったとは、私は思っていないのですが、結論に至ったという書き方は少し納得できていないのですが、御検討いただきたいと思えます。

それから、その次の1の(1)の最後で、「なお、消費生活相談への関心を高め、消費生活相談に携わる人材を確保するため、国は、広く地域住民を対象とした啓発等についても必要な措置」の「必要な措置」というのは、私、ちょっと理解ができませんけれども、消費生活相談というのがこれほど大事なものであって、業務がこういう内容のものであるということを啓発されるのですか。人材を確保するためというのはどういう意味か、人材を確保するのはわかるのですが、例えば先生は素晴らしいですよとか、そういうことを言うためのフレーズとしてわざわざ入っている。

私は、これはむしろ要らない。消費生活相談そのものの必要性とか相談業務あるいは消費者行政がなかなか理解されていないということでの啓発は必要だと思うのですが、人材を確保するための啓発等、必要な措置を講ずるという意味がちょっとわかりかねているということと。

もう一つ、8ページの受験資格の受験障壁というのは、どういうことを想定されているのかについて。

以上です。

○野村座長 事務局からご発言をお願いします。

○望月企画官 5ページの「結論に至った」というところでございますけれども、ここは皆様の御意見も踏まえて、また書き方を検討してみたいと思えます。

続いて、5ページの1の(1)でございますけれども、この報告書の中では、消費生活相談員に関する事について御検討いただいておりますので、消費生活相談に携わる人材を確保するために、広く住民を対象とした啓発などについてと書いておりましたけれども、啓発活動については、消費生活相談員の人材を確保するためだけではなくて、地域住民を対象とした消費者被害に関する啓発とか消費生活相談とかに関心を持っていただくような講座、さまざまなものを想定しております。その中で、講座を受けていただいた方が消費

生活相談に関心を持って消費生活相談員になっていただきたいという意味で書いております。

続きまして、8ページの受験障壁でございますけれども、受験障壁という書き方がやや違和感があるという御指摘かと思っておりますけれども、受験する上で、例えば条件とか学歴条件とかを不必要な形で設けたときに、それが受験の障害になってしまう、受験する上で、それが理由として受けられないということを考えております。もちろん、学歴などの必要なこともあるかと思うのですけれども、例えば障害をお持ちの方を排除するといったことも考えられるかと思っております。

○吉川委員 障害の人は、試験場とかを配慮すると書いてあるから、それはないだろうと思うのですけれども、具体的にどういうことか。例えば東京都さんだったら、相談員の採用のときに基準とか、そういうものがあるのかないのか、受験障壁的なものを条件として入れておられるのか、地方自治体であるのかないのか、ちょっと教えていただければ。具体的にどういうことかというのが知りたかったのです。

○野村座長 こちらは、試験機関の実施する試験に関する記述で、東京都は東京都として生活相談員の採用についての基準で考えるということだと思いますので、そこは別物ではないかと思っております。

今の事務局の御説明のようなことでよろしいのではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。はい。

○青山委員 今、吉川委員がおっしゃったことですけれども、5ページの「様々な方法が許容されるべきであるという結論に至った」。この報告書の全体の流れというのが、前回のことを申し上げて恐縮ですが、1者じゃなくて、登録機関は複数であるべき。今の3資格者を輩出している機関のそれぞれの特徴を生かしながら、複数であるべきということで今回、安全法が改正されたと理解しています。そして、この報告書の全体的な流れも、各登録機関の独自性を尊重しながら、しかし、国で一定のレベルを担保するということで、すそ野を広く、そして品質を高めてという二律背反的なことを網羅するという意味で、非常に難しいまとめになっているだろうと思うのです。

しかし、そういうことから登録機関の独自性をということ尊重する流れの中では、私も吉川さんのように論文とか面接で結構やったほうがいいねと思うのですけれども、登録機関による独自のあり方を尊重すべきと、3回目の委員会では結論的になったかなと私は理解しております。

それから、吉川さんのもう一つの御懸念の、これは消費生活センターの相談員さんの人材確保の議論なのよということでは、確かにおっしゃるとおり、そうなのだけれども、安全法の中、この相談員だけじゃない全体的なことを考えると、高齢者の消費者被害の未然防止と言いながら、地域協議会をしっかりと作り上げて、そこでいろいろな関与者が集まって消費生活センターを核にして、そして相談員と職員がちゃんと核になって協議会を作り上げながら運営しようということが安全法改正の一つの目的としてあるわけだから、

私はここにこういうことを書くのは適切だなと思っています。

もう一点だけ言わせてください。8ページ、試験委員の選任等の考え方のところです。試験委員が講座の実施は望ましくない。確かに望ましくないのだけれども、ここでとめられてしまうと、「しかしながら」がなかなか生きてこないで、「望ましくないものの」とか書いてくれないと後が続かない感じがする。すごく申しわけないけれども、消費者問題を扱ってくださる弁護士の方とか大学の先生とか、本当に限られてしまうので、行く行くはちゃんと別個にすることはあるかもしれませんが、この数年の中でこれを明らかに別々にということはでき得ないと思うので、でき得ないことは書かないでほしいと思いますので、「望ましくないものの」的に逃れてほしいなと思います。

以上です。

○野村座長 ほかに御意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○池本委員 5ページに関連して申し上げますと、複数の登録機関を受け入れて多様な人材を確保ということとの関係で、試験方法も常に公正でなければいけないではなくて、最低、択一式のもので、しかもいろいろな分野をきちんと配慮することが必要で、さらに論文・面接まで全部必須となるとかなり硬直になるので、そこは選択できるように許容すべきだというのがおおむね一致点、もちろん意見はあるもののということで、多数意見であったのではないかと受けとめています。

2番目は、1.の(1)との関係で、私、この1カ月間に、九州で1回と東北地区で2カ所、相談員研修をやって、職員の人とも話をしていたのですが、現職の相談員の方は、私たちは円滑に移行できるのか、心配されておられるのですが、職員さんは、この国家資格になって、逆に採用が難しくならないだろうかということで心配しておられるのです。全国平均では2割ほどの方が資格を持っておられないですが、地方へ行くと5割前後です。

その意味では、消費生活センターをきちんとアピールする。あそこへ行ってくださいだけじゃなくて、そこにいる人があっせんして事業者とも交渉して、そこまで踏み込んで解決してくれる役割を果たしてくれるという、消費者にとってのメリットとともに、そこでやっている専門家の職員がいかにも有益なものかという。そういう人をぜひ目指してねという話。地方における人材を確保というのは、もともとそっちまでやってくださいというのがスタートだったと思うので、その意味では、ぜひこの点は強調していただきたいし、現実にやっていただきたいと思います。

この2点をお話させていただきました。

○野村座長 小浦委員。

○小浦委員 私は、8ページと12ページのことです。

12ページの登録機関が講座するところですけども、前回、前々回で御議論になったことを受けて、こういう整理をしていただいたと思っております。

とは言うものの、8ページ、今、青山委員もおっしゃいましたように、現実問題として試験をつくる人が、かつ講座をすることも、現状としてはあり得るのかなというところで

して、最初の文書のところに、試験の信頼性を確保するというところに「公平性」という言葉をつけ加えていただければ、信頼性・公平性を担保するということで、同じような意味合いになると思いますので、ぜひ入れていただけるといいのかなと思います。

○野村座長 ほかに。どうぞ。

○阿部委員 吉川委員がおっしゃった5ページの部分についてですが、私も今までの議論の中で、論文や面接を取り入れていただきたいと発言させていただいています。そういうふうに思っているのですが、それぞれの機関の独自性を生かすためにはということであれば、論文や面接が望ましいのだけれども、論文や面接にかわる実力をはかれる方法があり、そうしたさまざまな方法が許容されるという意味合いであれば、それも認められるのかな、とも考えています。必ずしも論文・面接だけではない、もっとほかに実力をはかれる方法があるのだという意味合いであれば、そうなのかなと受けとめているところです。

この書き方の順番なのかもしれませんが、論文や面接が必須なのだけれども、問題点をまとめる能力を判定する別の方法があるのだったら、そういう方法が許容されるという意味合いなのかなと思っているところです。ただ、論文や面接を取り入れていただけるなら、そのほうが好ましい、というのが基本的にはございます。

それと、8ページ目の試験委員の選任のところですが、先ほどおっしゃっていただいたところはそのとおりだと思います。言葉じりを捉えるようで非常に恐縮ですが、(3)の最後の2行目、「また、中長期的には、試験委員となり得る人材を育成していく」。中長期的なというと、すごく引けているような感じがするのです。これをとってしまって、試験委員となり得る人材を育成していくというのが大事だということを入れていただければいいと思います。

これもまた言葉じりを捉えるようで非常に恐縮ですが、12ページの試験対策講座のことです。これも今まで何度か発言させていただきましたが、基本的には登録試験機関が試験講座をやることによって公平性が疑われることになるだろうということで、余り望ましくないと思うのですが、こういう書き方で整理していただいて、それはそれで結構かと思いますが、少なくとも、「受講生が、登録試験機関自身が行う試験への合格に著しく有利になるような」。「著しく」をなぜ入れたのか。著しくなければ有利になってもいいのかという意味になりますので、単純に試験合格に有利になるような講座を行ってはいけないと。ちょっとだったらいいという問題ではないと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、これは今まで検討のやり方では出てこなかったところですが、9ページ目の試験の運営についての2つ目の段落、「登録試験機関は、消費生活相談員を養成する」云々の後に、登録試験機関には相応しくない例について記述があります。ここでは、登録試験機関とはどういうものかということを書いているわけですが、そもそも登録試験機関に求められるもの、登録試験機関とはこういうものだよというのを、運営のところではなくて別の項目を立てたほうがいいのかなと、これを読んでいて感じました。

運営についてという一つの項目ではなくて、試験登録機関に求められるものは何か、登

録試験機関はこういうことをやってはいけないということを、きちんと項目として立てて書いたほうが良いと思いましたが、いかがでしょうか。

○野村座長 ほかに御意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○沼尾委員 済みません、皆さんから御意見が大体出たところですけども、1点だけ。8ページの先ほどから出ている試験委員の選任の考え方の(3)。私は、下から2行目の「許容されるべきである」という表現が非常に気になります。

12ページでは、「許容され得る」という表現を使っているのです。本来は決して許容されるべきではないもので、やむを得なくやっているということなので、私、青山委員と考え方が違うのですけれども、最初の2行目、決して望ましくないものだということ、国家試験として、これは本当はやってはいけないことなのだよということをうたった上で、こういう事情であるので、当面は許容せざるを得ないというか、許容され得るという書き方しておくほうが良いのではないかと思います。

それ以外のところは、大体皆さんがおっしゃってくださったので。

○野村座長 どうぞ。

○青山委員 青山委員の名前が出てきたので、ちょっとお話をさせていただきます。

私は、この検討会の内容と違うのですが、相談員というものにすごく思い入れを持っています。自分自身も何十年もやってきました。相談員というのは、弁護士さんの司法試験とか司法書士さんと違って、消費生活センターというところにながら、社会のセンサー機能を働かせて、現場から今の制度の問題とか法の陥穽とか、そういうものを全部是正していく提案ができるような相談員であってほしいという思いがあるので、一発試験でなっていたらダメというのがあります。皆さんと違うから、そういう思い入れがあるという前提があって、ここの話になるのです。

私はここで申し上げるのも恐縮ですが、何カ月もかかって相談員というものの養成を、しっかりとマインドも含めてやって、そしてセンターに輩出するというのが、本来的にあっていただきたい相談員の要件だろうと思います。しかしながら、安全法が改正されて、こういうふうになるのだ、やるのだとなったときに、では次善の策としてどうあるべきかということ。今、消費者問題に携わってくださっている、昔からやってくださっている先生方は、本当に数少ないのです。そういう方がセンターの相談員になった方たちに対しても、毎月無償で研修をしてくださっているわけです。

だから、そういう方が研修をやりながら、試験の問題もつくるというのはいたし方ないことなのです。そういう方にこそ育てられる相談員なのです。だから、先生みたいに、何千人もとにかくロースクールみたいに出せばいいというのが相談員じゃないというところを御理解いただきたい。そういうことで、許容されるべきであるとか、許容されてもいたし方ないという言葉はどうでもいいけれども、実態はそうなのだということをぜひ御理解いただきたいと思います。○野村座長 では、先に進めましょうか。

○池本委員 今の青山委員の議論は前にもここであったかと思うのですが、12ページで、

いわゆる試験対策講座というものと、消費生活相談員として必要な知識を教授する講座というものと、言葉の問題もあるだろうということがそのときにも語られて、試験委員になった人は、およそ消費生活相談員に関する講座をやってはいかぬという意味ではない。試験の公平性・公正さを疑われるようなことでの試験対策、司法試験委員が一方で講座をやってはいかぬという意味で言っていることですから、その意味では、本質的な部分での対立ではないのではないかと、前回の議論を踏まえて私は受けとめました。

それから、ロースクールも質の高い人を目指していますから。

○青山委員 議事録を削除してください。

○野村座長 では、吉川委員。

○吉川委員 私もできるだけきっちりと文章は書いておいていただきたい。「許容され得る」とだけ書いておいても、なおかつ現実にはというところはあると思うので、この文章はきっちり書いておいていただきたい。原則はこうだということをちゃんと書いていただきたいということです。

○野村座長 ほかに御意見、いかがでしょうか。池本委員、よろしいですか。

○池本委員 1点だけ済みません。個別の中身というよりは、今後のこと、まとめに関連してですが、昨年第1回の配付資料の参考資料2で配られた、昨年12月に取りまとめた意見交換会報告書の末尾、20ページでも触れていただいていますし、今回、資格試験制度のあり方の議論に特化して議論することが検討会の使命ではあるのですが、まとめの最後では、もう一回確認をしていただければということをお願いします。

参考2の結びの末尾で、地域の中で、自治体の消費生活相談の窓口で専門職をきちんと配置するということはもちろん重要ですし、そのためにこういう制度をつくったわけではありますけれども、実は企業の中での消費者問題の専門家をきちんと配置する。あるいは、地域の中での消費者のリーダーをきちんと育成する。この3つがあわさって、こうした問題あるいは消費者政策での質が高まっていくべきだろうと思うのですが、消費者庁ができて以来、残念ながら2つの点がほとんど正面から議論されてこなかったところがあります。

その意味では、今回のこの検討で資格制度のことが方向づけされ、もちろん政省令、ガイドラインで作業を完結していただいた後、報告になるかと思うのですが、消費者政策全体の中での専門家の育成、企業における専門家、地域におけるリーダーということを今後検討することが必要であるという、前のときに確認していただいたことを、できればここで確認し、まとめの末尾にでも加えていただければというのが私の希望です。

○野村座長 順序が逆になりましたけれども、報告書全体について、現在の資格試験実施の3団体から御意見をいただければと思います。

○高尾氏 まず、5ページの論文・面接の話ですけれども、例えばやる機関とやらない機関が出た場合、試験問題自体で不公平感が出てくるのではないかという気がします。ですから、どちらでもいいではなくて、やるならやる、やらないならやらないで統一されたほうがいいのかと思っています。

もう一つ、当協会の消費生活アドバイザー試験では、論文・面接というのは適性を把握するために実施し、必要だと考えております。もし論文・面接を実施しないとしたら、何かほかの手段を考えなきゃいけません、出来れば避けたいと思っています。いずれにしても、論文・面接をやるかやらないか、どちらか1つにしたほうが良いような気がいたします。受験生の立場から言うと、論文・面接のないところを受けようという気持ちになるでしょうし、統一性が必要かなという気がしました。

あと、6ページ目の(2)で、1次試験、2次試験を分けることも可という表現があるのですけれども、もし論文・面接をやるのであれば、1日で1次試験として実施するのは、時間的にも物理的にも無理があるのではないかと思います。、このあたりも試験内容によって変わってくるのかなという感じがいたします。

そのあたりを御検討いただければと思います。要は、どの試験実施機関であっても、試験は統一された内容でやるというのが、受験生から見たら非常にわかりやすいという感じがするのです。

以上です。

○野村座長 それでは、国センの青山さん、どうぞ。

○青山氏 5ページの「資格試験の目的等」のところの文章について申し上げます。試験の目的は最初の2行に書かれていまして、その後研修とかOJTについて記述がありますが、この目的の項目にこれを書かれるのは、なじまないと思います。

試験の目的そのものは、この2行で結構と思うのですけれども、資格制度そのものは、消費生活相談員の資質向上を大きな目的としており、地方消費者行政のレベルアップに寄与すると考えておりますし、一方、相談員を対象とした研修も非常に重要なものであって、相談員の資質向上と同時に、地方消費者行政のレベルアップに貢献するものだと考えております。この2つについては、こういった観点から両輪であると、両方重要なものであると考えています。

したがって、ここは試験の目的と言っているわけですし、大きい項目も「資格試験のあり方」となっており、その中で資格試験の目的と書かれているので、ここは目的のみの記述にして、研修の重要性等については十分御議論されているとおり、全体として非常に重要ですので、別の項目で書かれたほうがすっきりするのではないかと思います。最後がいいのかどうかわかりませんが、例えば最後のまとめのところに入れるとか、そこは工夫していただければよいのではないかと思います。むしろ、ここに研修等が入っていると、試験の前の研修が必須という誤解が生じかねないと思いますので、目的は目的で別個にして、研修等については別立てのほうがよいのではないかと思います。

あと、確認ですけれども、同じ5ページの1.の(4)「受験者等の負担」というところで、「受験者等に過度な負担をかける試験…」とありますが、この「過度な負担」というのは、恐らく非常に問題数が多いとか、難易度が非常に高いとか、あるいは受験料が非常に高くなるということを行っているのではないかと思いますので、もしそういう

ことであれば、ある程度例を挙げた具体的な記述のほうが、わかりやすいのではないかと思います。

それから、7ページの4の試験問題の作成方法等の(2)の下のところですが、事後的に試験問題の質を確保する仕組みとして、国と登録試験機関が協同してPDCAサイクルによる検証を行いという部分があります。ここは、国と幾つかある登録試験機関が、それぞれ個別にPDCAサイクルを実施して検証していくということによろしいのでしょうか。登録試験機関が幾つになるかわかりませんが、集まって全部がまとまってということではなくて、それぞれ特徴があるでしょうから、国とそれぞれの登録試験機関が個別にPDCAサイクルを検証していくという意味でしょうか。

それから、12ページの(iii)の②に「登録試験機関が試験問題、正答等を公表することにより、講座を受講しなくても合格し得るような環境を整備する」と記載されていますが、例えば登録試験機関が講座を実施して、試験も実施する場合には、受験に当たっては講座受講が必須となるのではなくて、受験の機会の公平性の観点から、講座を受講せずに試験のみ受けることも可能という意味合いも含むように思われるのですけれども、そういうことによろしいのでしょうか。

もう一つ、これは報告書そのものに記載されていることではないのですけれども、この新しい資格の名乗り方のルールを示していただいたほうがいいのかと思います。例えば国家資格消費生活専門相談員とか国家資格消費生活アドバイザーとか国家資格消費生活コンサルタント何々という書き方でいいのか、あるいはもっと適正な例があればいいと思うのですが、ちょっと思いつかないのですが、そういった表現を少し示していただければと思います。

もう一つ、合格したものとみなす方たちもいらっしゃいますので、そういう方たちも名乗るときは、同じような名乗り方でいいのか、あるいは区別するのかというのも示していただけたらと思います。

あと、要望ですけれども、「講座」と「講習」と「研修」という言葉が報告書の中に幾つか出ておまして、恐らく区別されているのだらうと思われませんが、ちょっとわかりにくいところもあるので、明確に区別されているのであれば、そこはわかるようにしていただければと思いますし、整理されたほうが良いように思います。

それから、論文と面接についてですけれども、必須として実施していただいたほうがいいのかと個人的には思っています。

それから、今回、この報告書ではなくて、本日の検討会の前段のところ資料1の1の(1)の議論があった部分ですけれども、事業者の相談窓口の事務を消費生活相談・あつせんに準ずる事務の中に入れるということについて申しますと、この検討会の資格はもともと行政の消費生活相談員の資格ということで検討されていますので、行政の消費生活相談員の業務は、第三者の立場で消費者から相談を受け付けて、必要に応じてあつせんを行う。本来は当事者同士で解決すべきところを、消費者と事業者の情報の質と量とか交渉力

等に格差があることを勘案して、消費生活センターが双方の格差を補って話し合いの場で解決していくというのが、行政の窓口の業務であります。

そういったものと、個別の事業者の方の窓口のところで、その事業者に来る苦情相談を受けて、相談業務という形で行っているものと、内容とスタンスが違うのではないかと思いますので、本来であれば、ここに入れるのはどうかと思っています。ただ、先ほど池本先生から御提案がございましたように、広く人材を求めるという観点から、そこを書かれるということであれば、それはいいのかなという気がしますが、個人的にはちょっとどうかと思います。

それから、報告書に書かれていない有効期間ですけれども、試験の実施機関が資格の有効期間を5年なら5年と定めている独自の制度があると思います。それを定めている場合、その有効期間を更新しなかった者がいるとすると、今の資格を失効することになるのですが、今後新制度のもとで、新しい試験制度で試験に合格した人で、登録試験機関の更新制度の更新をしなかった場合も、新試験に合格したという実績で、その後の指定消費生活相談員になれるのかどうかという質問です。これはよくわかりません。

それぞれ登録機関の更新制度と、新しい試験制度との関係の中で、新試験に合格して一定の経験があつて、首長が認めれば指定消費生活相談員になれるということですが、それぞれの登録試験機関が持つ更新制度の中で、その更新制度から外れた場合、試験に合格したという事実は残りますけれども、扱いはどうなるのかという疑問がございます。

それから、法の施行時に、3資格のいずれかを有する人で、一定の実務経験があつて、新試験に合格したとみなすことになった人たちが、施行後、例えば1年で資格を更新しなかった場合、どうなるのか。一旦はみなしたけれども、その後、それぞれの機関の更新制度から外れた場合、それは新試験の合格者としてみなされ続けるのかどうか、疑問に思っています。

そして、もしみなすとすると、そのみなし合格者についての名簿管理はどうするのかと思うところがあります。新しい試験に合格した人たちの名簿は、各登録試験機関が管理することになっていきますけれども、みなし合格者については、以前の制度の中での名簿を各機関が持っていて、その以前の制度の更新制度から外れた場合は、名簿から末梢してしまいますので、みなし合格者としての名簿管理はどうするのかという、実務上の話ですが、そういった疑問を持っているところがあります。

以上です。

○野村座長 それでは、松岡さん、お願いします。

○松岡氏 時間もないので、細かいところは省きまして、現行の3資格保有者の方たちの移行措置は、ずっと主張していますように、できるだけそのまま移行させていただきたい。ほかと公平性を保つのは、今までの議論の中でもありましたように、難しい要件があるので、どこかに不平等が出てくるわけですので、そのまま移行していただくのが一番よろしいのではないかと今も思っております。

それから、試験の内容につきましては、決めていただいているのでよろしいかなと思いますし、試験の方法についてもよろしいと思いますし、論文・面接はうちもやっていますから、それはそれで対応できると思っております。ただ、試験登録機関の要件というのがかなり厳しくなって、講座をやっているのは私どもだけですから、私どもに随分配慮していただいたと思っております。

ただ、私どもの講座は試験対策講座ではなくというか、今まで試験がないわけですから、その必要もなく、広く人材を養成していくということ、消費者の目線で活動する人をつかっていくというのが趣旨でして、講座修了者にしても、半分ぐらいの人は違う分野で活動しているわけです。ですから、試験対策講座という意識が私ども自体にはありませんで、そういう点では客観的に見ておかしいと言われても、ちょっとその辺が納得できないところがあります。

人間をつくるということが非常に大事だと思っておりましたので、特に試験問題となりますと、答えが1つというものを要求するような形になってきますが、実際の消費者問題とか、特に消費者相談に対応する人たちに求められるものは答えが1つではないわけで、多様な中から、この人に適している解決方法はどういうことなのかを拾い出していくのが相談員さんの重要な役割なので、私どもとしては、そこを蔑ろにすることはできないことです。そういう趣旨であるということを知っていただきたいと思ひまして、報告書の中身そのものよりも、そういう背景ということを理解していただきたいと思ひます。

以上です。

○野村座長 御意見のほか、御質問もありますので、事務局のほうで質問の部分に答えられるところがあれば、お願いいたします。

○望月企画官 まず、7ページの事後的なことですが、国センの青山さんから御指摘いただきました。これは、PDCAサイクルを国とそれぞれの登録試験機関が個別に回すという意味でございます。登録試験機関が協同してということではなくて、個別に確認ということを考えています。

続いて、12ページでございますけれども、講座と試験をセットでやる場合の取り扱いですけれども、これは講座を受講しなくても、試験の受験資格を講座受講生に限るということは認められないと考えておりますので、講座を受講していない方についても、試験の門戸は開いていただく必要があると考えております。そういう意味も含めております。

それで、更新制度について、今、実務的にやっておられる中で御質問をいただいております。今回、相談員の資格試験についての更新制度というものを法律の中では設けておりませんので、例えば指定消費生活相談員になる場合ですけれども、新資格試験に合格して、それで更新しなかった場合についても、法律上は指定消費生活相談員になれる。一定の実務経験は必要と思ひますけれども、更新を受けていないから排除するという取り扱いになっていない。そもそも更新制度というものが法律に設けられておりません。また、附則第3条第1項の適用につきましても、更新ということを経験とするものではありません。

みなし合格者の名簿管理をどうするのかということは、今、御意見いただきましたけれども、今のところ、名簿管理ということまで国でやったりということは考えていないということです。

以上です。

○野村座長 それでは、ほぼ定刻ですけれども、ほかに、何か御発言がおありでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、本日いただいた御意見を資料3に反映させるという作業を事務局と私どもで行いまして、次回に確認をするということにしたいと思います。

○沼尾委員 済みません、1点だけよろしいですか。次回、私、出席できませんので、一言だけ。

先ほどの皆様からの御意見を伺っていて、消費生活相談員の資格というか、これまでの運営も含めて、いろいろな経緯があったということは重々承知しているところですが、これを国家資格という枠組みの中に乗せてしまった以上、そこに一定の基準なりルールがあって、それが現場で何かが起こったときに、その資格に対して影響というか、信頼性が壊れてしまっても困るというせめぎ合いをどういうふうにしていくかという問題なのだろうと思います。

これまでいろいろな形で動いてきたものもあるとは思いますが、これから新しく、消費生活相談にかかわってみたいという人が新制度を見たときに、どの試験を受けるかによって対応が全然違うというのでは困りますし、この資格は一体どうなっているのかという風にしてしまうかもしれません。私もそうですけれども、全く素人の目から見たときに、公平で信頼できる制度で、かつわかりやすいものであることが担保されなければいけないと思うので、その点については、ぜひしっかり明確に線引きしていただきたいと思いました。

先ほどの青山さんの御指摘、私、なるほどと思ったのですが、そういう意味で言うと、この制度を普及したいという話が出てくるのですが、実はそのときに、この資格の名称は非常に重要で、今、3種類の名前で出ていると思うのですが、これがわかりやすく、ああ、あの資格ねということが一発でわかる名称を規定することが、普及していく上で必要だと。このまま3種類、違った名称を並列して、似たような資格ということで使い続けるのかということも慎重に検討しなきゃいけないと思います。

例えば、これは資格じゃないですが、職安というのもハローワークと名称を変えたら広まったとか。片仮名がいいかどうかは別ですが、介護の分野でも介護福祉士という士業ということで名称をつけることで、それなりの地位の向上とか普及につながったところもあるので、これまできちんと議論されてこなかったかもしれないのですが、そもそもこの消費生活相談員という名称自体が、今後の例えば相談員さんの地位の向上とか社会への普及ということを考えるときに妥当なのかどうかということも、この3つの名称をどうするかということとあわせて、ここでまとまるかどうかかわからないですが、考えていかなきゃいけないのではないかと思います。済みま

せん。

○野村座長 ほかによろしいですか。

それでは、次回に報告書をお諮りしたいと思いますが、事務局のほうからそれについて、お願いいたします。

○望月企画官 次回の検討会につきましては、10月23日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、御発言いただいた内容については、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日、事務局から確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

○野村座長 それでは、以上で本日の検討会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。